

# 坂戸市ホームページ広告募集要項

## (目的)

第1条 この要項は、坂戸市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページとは、坂戸市が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告とは、市ホームページ内に表示される広告画像で広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

## (広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

## (掲載できる広告の範囲)

第4条 市ホームページに広告を掲載することができる内容及び業種は、坂戸市公共施設等有料広告取扱要綱（以下「要綱」という。）第2条の規定によるものとする。

## (広告画像の規格)

第5条 広告画像の規格は、次のとおりとする。

- (1) 広告画像のサイズは、縦60ピクセル、横120ピクセルとする。
  - (2) 広告画像の形式は、GIF形式（透過GIF、アニメーションは不可）とする。
  - (3) 広告画像のデータ容量は、4Kバイト以下とする。
- 2 広告画像は次に掲げる表現を含んではならない。
- (1) 「閉じる」、「いいえ」若しくは「キャンセル」等の操作手順を模したボタン又はラジオボタンを使用するもの
  - (2) アラートマーク（「警告」、「注意」その他あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）、アニメーション又はフラッシュ等の点滅するもの
  - (3) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）が表示されているもの
  - (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）が表示されているもの
  - (5) 市のホームページと類似の色調又は字体を使用するもの
  - (6) インターネットアンケート、教育相談、その他市政を連想させる表示を行うことにより、

市の事業と誤解をされるおそれのあるもの

- (7) 前各号に掲げるもののほか、画像として掲載することが適当でないとして市長が認めるもの
- 3 広告は、文字色と背景色のコントラストを十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取りするなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。
- 4 広告の文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告のリンク先ホームページの範囲)

第6条 広告のリンク先ホームページが次のいずれかに該当するときは、広告を掲載しない。

- (1) 要綱第2条で規定する要件に該当するとき。
- (2) 市ホームページと類似のデザインを用いるなど、閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるとき。
- (3) 掲載されている事業が、市政を連想される分野であって一般的な表現を用いるなど、閲覧者が市の事業であると錯誤しやすい内容を含むとき。
- (4) 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、要綱第2条で規定する内容又は業種に関する内容のホームページを閲覧者にあっせん又は紹介しているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページからリンクすることが不適切なホームページであると市長が認めるとき。

(広告の掲載ページ、位置及び件数)

第7条 掲載する広告数は、市ホームページのトップページに8枠とし、広告の掲載位置は、市が指定する。なお、広告の掲載順序は、受付順とし市が指定する。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、1枠当たり月額15,000円とする。

- 2 広告掲載者は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、市長が発行する納入通知書により一括前納するものとする。

(広告の掲載期間)

第9条 広告の掲載期間は、1年間とする。なお、希望により1か月を単位として申し込みができるものとする。

- 2 広告の掲載を開始する日は月の初日とし、広告の掲載を終了する日は末日とする。ただし、市長が必要であると認めるときは、この限りではない。

(広告掲載の募集)

第10条 広告掲載の募集は、広報さかど及び市ホームページの掲載等により行うものとする。

(広告掲載の申込及び決定)

第11条 広告掲載希望者は、掲載を希望する月の1か月前までに、要綱第4条に基づく坂戸市公共施設等有料広告掲載申請書(様式第1号)に、坂戸市公共施設等有料広告掲載申込書施設別添付資料(別紙1)及び広告原稿等を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、申込内容を審査し、その可否を決定しなければならない。ただし、掲載の可否の決定に際し必要があると認めるときは、坂戸市有料広告選定委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、前項の規定により可否を決定したときは、坂戸市公共施設等有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告の内容に関する責任並びに広告原稿の作成は、広告主が負うものとする。

2 市は、広告主が広告掲載に用いるサーバ、ソフトウェア等の障害、誤作動、業務停止等により損害を受けた場合において、その責任を負わないものとする。

3 第三者から、広告に関連して被害を被ったという請求がなされたときは、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告主がホームページ内容の大幅な変更などを行う場合は、書面により速やかに報告しなければならない。

(広告主の届出義務)

第13条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により速やかに市長に届けなければならない。

(1) リンク先のホームページのURLを変更するとき。

(2) リンク先のホームページの内容を大幅に変更するとき。

(3) リンク先のホームページに障害等が発生したとき。

(4) 広告主、広告の内容等がこの要項などに抵触することとなったとき。

(広告内容等の変更)

第14条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページが、この要項などに抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、市長の求めに応じて、自己の責任及び負担で広告の内容の変更を行うものとする。

(広告掲載の取消)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。

(3) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。

- (4) 広告主、広告の内容等がこの要項などに抵触する場合において、前条の規定による広告の内容等の変更によっても解消できないとき。
- (5) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載の取下げ)

- 第16条 広告主は、自己の都合により広告掲載後において掲載の取下げを申し出ることができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

- 第17条 広告主の責に帰すべき理由により第15条の規定に基づいて広告掲載の決定を取り消したとき又は第16条の規定により広告掲載を取り下げたときは、納付済みの広告掲載料を返還しない。
- 2 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載の決定を取り消したときは、納付済みの広告掲載料のうち取消日の翌日以降に対応する金額を広告主に返還する。
- 3 広告掲載期間中、市ホームページを閉鎖したときは、納付済みの広告掲載料のうち閉鎖した日数に対応する金額を広告主に返還する。ただし、閉鎖した日数が1か月あたり2日以内のときは、広告掲載料は返還しない。
- 4 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料のうち掲載できなかった日数に対応する金額を広告主に返還する。ただし、掲載できなかった日数が1か月あたり2日以内のときは、広告掲載料は返還しない。
- 5 前3項の規定により返還する広告掲載料は、1単位の広告掲載期間につき15,000円とし、1単位に満たない期間については1日につき500円(ただし、15,000円を限度とする。)とする。ただし、返還する広告掲載料には利子は付さない。

附 則

この要項は、平成20年1月23日から施行する。

参考

※市のホームページがシステム障害等により広告を掲載できなかった場合

1日・・・・・・・・・・0円

2日・・・・・・・・・・0円

3日まで・・・・・・1,500円(3日×500円)

4日まで・・・・・・2,000円(4日×500円)

5日まで・・・・・・2,500円(5日×500円)

6日まで・・・・・・3,000円(6日×500円)